

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第7回）

1 開催日時等

- 開催日時：平成27年11月13日（金）13：00～14：20
- 場 所：共用801会議室（総務省8階）
- 出席者：小西座長、稲垣委員、今井委員、江夏委員、大塚委員、小室委員、
迫田委員、平野委員
内藤大臣官房審議官、松田地方債課長、菅原公営企業課長、
澤田財務調査課長 他

2 議題

- (1) 前回の議論における主な意見
- (2) 研究会報告書（案）について
- (3) 意見交換

3 配布資料

- 資料1 前回の議論における主な意見
- 資料2 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
報告書（案）概要
- 資料3 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
報告書（案）
- 資料4 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
報告書（案）参考資料

4 概要

- 事務局より、資料2、資料3及び資料4について説明
- 出席者からの主な意見

○健全化法について

- ・ 健全化法の課題への対応について、いろいろな財政手法について報告書で一定程度整理がきちんとされたというのは意義があるのではないか。

○地方公共団体の財政分析について

- ・ 民間企業は将来の資金獲得のために資産を持つが、地方公共団体は資産を将来の資金獲得を目的として持っているわけではない。
- ・ 有用性を慎重に判断すべき指標として純資産比率が挙げられているが、むしろ資産負債比率を挙げてもらえないか。
- ・ さらに細かい点になるが、「財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく財源に余裕があると言えるが、歳出総額がそれ以上に膨らんでしまっていれば」という箇所について、「それ以上」という表現を「過大」等とした方が良いのではないか。
- ・ （財政分析結果の公表について、）「議会や住民等への公表」という記載について、「等」でくくっているのかもしれないが、「地方債の投資家」を入れてもらえないか。特に、地方債市場で市場公募化を推進してきたこともあるので、その財政状況を開示していくことが市場の安定性に寄与していくものだと思う。
- ・ 健全化判断比率の2つの側面を明示的に取り上げたことは大きいのではないか。
- ・ 「②財政分析の視点」の人間の健康診断云々という例え話は削除しても良いのではないか。
- ・ これも細かい点になるが、資産老朽化比率の算式の分母に「償却資産評価額」とあるが、時価評価をするのかと勘違いされても困るので、「償却資産帳簿価額」の方が分かりやすいのではないか。
- ・ メンテナンスが不足している場合に耐用年数の短縮が認められているというところで良いのか。
→ 統一的な基準による地方公会計マニュアルに記載のとおりであるが、より詳細に記載することとしたい。
- ・ 資産老朽化比率は統一的な基準に基づく固定資産台帳データに基づき、比較可能な形で公表することが重要であるので、固定資産台帳の整備の状況

(精度、正確性等)を踏まえた上で公表に向けて進めてもらいたい。

- ・ 資産老朽化比率、債務償還可能年数の対象に関して、対象とする会計の範囲を一般会計等とするのか公社、三セク等まで広げるのかさらに検討を要するものであり、実際に財政状況資料集等に載せていくのであれば、さらに検証した上で公表に向けて進めていくべきである。
- ・ 資産老朽化比率について、団体全体としての資産老朽化比率だけでなく、(報告書(案)にもセグメント分析の重要性が記載されているが、)例えば道路とか、水道とか、公共施設とか、ある程度セグメンテーションすることによって意味が出てくる数字だと思うので、何らかの分野ごとに示すというふうな形を考えてもらえたらと思う。

○地方債の発行に関する国の関与の在り方について

- ・ 財政融資資金の借入手続の簡素化については、実際に多くの団体から要望として聞いているところであり、大変意義のあることである。特に、現在財政融資資金と機構資金の金利が同じ水準であるため、機構資金を愛好する団体が多いように聞いているが、機構における資金調達能力にも限りがあることを踏まえると、財政融資資金の利便性の向上は、大変重要なアプローチではないか。
- ・ 将来的な課題として、機構資金の配分の在り方において、団体の規模だけではなく、例えば事業内容を踏まえた配分などの検討も必要ではないか。
- ・ 今回の地方債制度の見直しは、地方債のリスク・ウェイトゼロという、地方債の商品性の大きな魅力を維持することを大前提として進められており、既に金融庁にも当該内容を確認するといった適切なプロセスが踏まれている。このことは、今後、地方債市場が安定的に発展していくという点で、大変意義があることである。
- ・ 今後、金融市場は刻々と変化していくことが想定されるため、地方債制度の向上について、様々な場を活用して継続的に議論していくことが必要ではないか。
- ・ 今回の地方債制度の見直しは、地方債の信用維持という根本のところを大事にし、揺らぐことのないような内容であり、見直しにあたっては、市場関係者に意見聴取をするなど非常に丁寧に進めていただき、市場関係者にとって想定していない見直しが行われていない点が良かったのではないか。
- ・ 先日の地方債の合同 I Rにおいて、市場関係者に対して当研究会の議論の

中間報告がなされたが、既に市場関係者において、今回の地方債制度の見直しは、信用面で何ら心配がない内容であるという受け止め方がなされていると認識している。今回の地方債制度の見直しは、市場関係者にとって安心する内容なのではないか。

- 今回の地方債制度の見直しにおいては、運用面まで含めてきめ細やかに議論し、対応策が示されており、大変有り難いと感じている。また、地方債の発行体において、マーケットの状況を見ながらより機動的な資金調達が可能となる内容であり、調達サイドとしてもより柔軟な資金調達に取り組みたいと考えている。例えば、4月の新発債の届出については、地方債の発行体や引き受け金融機関だけではなく、総務省もマーケットがより良い方向に行くことを考えていることが、地方債市場に大変意義深いメッセージになるのではないか。
- 市場関係者の理解を得た上で、協議不要基準の緩和を行うことができる環境が整いつつあるということは、非常に意義のあることではないか。また、制度面のみならず、財政融資資金の借入手続の簡素化や借入期日の延長など運用面での見直しについても議論され、報告書に盛り込まれたことは、実務者である地方公共団体にとって、非常に意義のあることではないか。

以 上